

上烏田浄水場配水池等整備DB事業

事業者選定基準

令和6年3月

かずさ水道広域連合企業団

目 次

1. 本書の位置付け.....	1
2. 審査方式.....	1
3. 事業者選定の手順.....	2
3.1 事業者選定フロー.....	2
3.2 各審査の内容.....	3
3.2.1 応募表明者の審査.....	3
3.2.2 技術対話の実施.....	3
3.2.3 提案書類の審査.....	3
3.2.4 優先交渉権者の選定.....	4
3.2.5 事業者の選定.....	4
4. 総合評価点の内容.....	5
4.1 評価点.....	5
4.2 技術提案内容の評価項目及び配点.....	5
4.3 技術提案内容の評価項目の得点化方法と技術評価点.....	7
4.4 提案価格の得点化方法.....	8

1. 本書の位置付け

本事業者選定基準は、かずさ水道広域連合企業団（以下「当広域連合企業団」という。）が設計・施工一括発注方式（デザインビルド方式）により発注する上烏田浄水場配水池等整備DB事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下、「事業者」という。）を選定するための基準を定めたものであり、応募希望者を対象に交付する募集要項等と一体のものである。

2. 審査方式

本事業は、民間企業の技術力・ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要であることから、事業者の選定にあたっては「かずさ水道広域連合企業団プロポーザル方式実施要綱」の第2条の規定に基づく公募型プロポーザル方式を採用するものとし、提案価格並びに技術提案に係る非価格要素を含めた総合的な評価により選定する。

3. 事業者選定の手順

3.1 事業者選定フロー

本事業における事業者の選定は、次の手順で実施する。

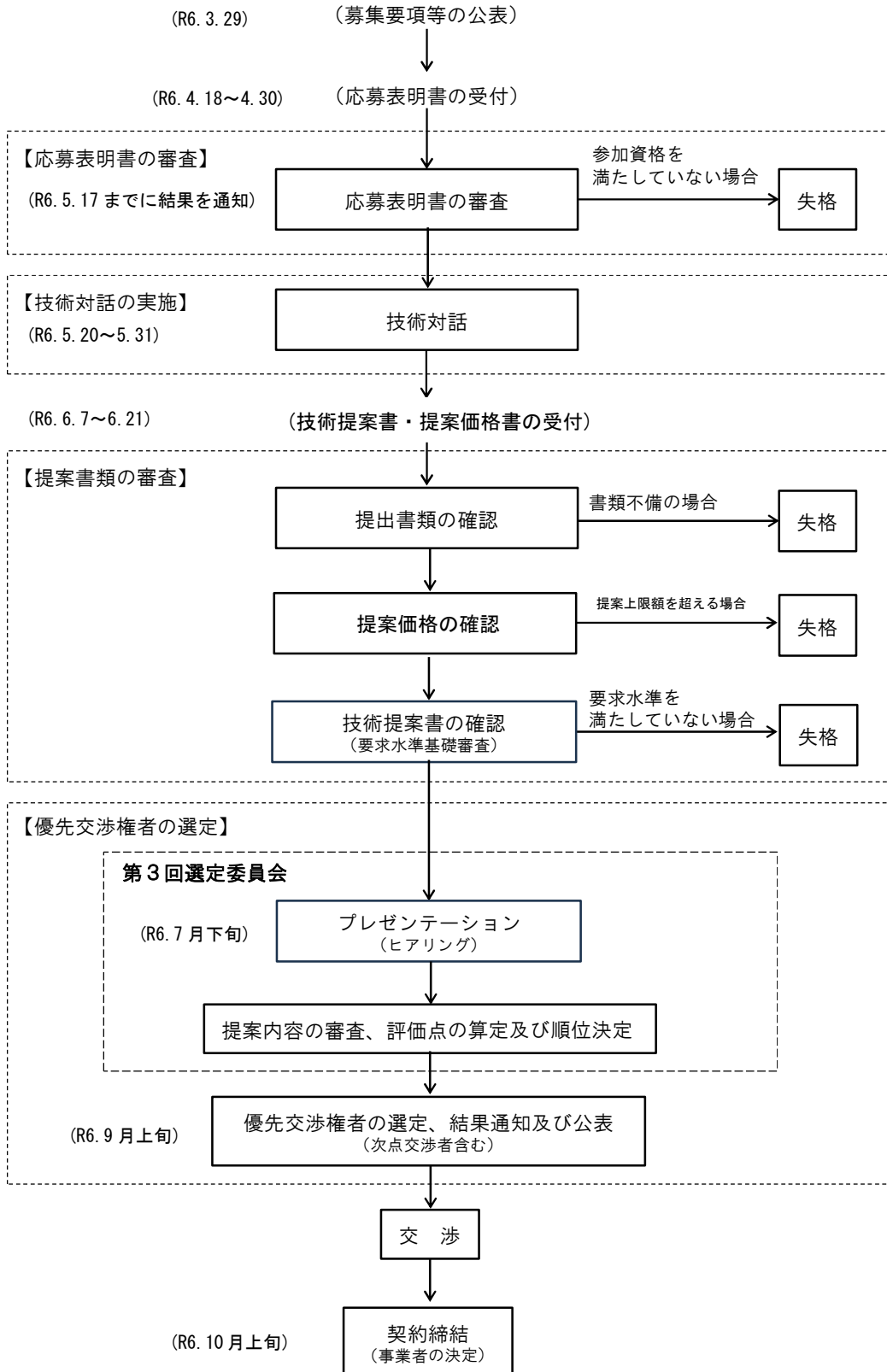


図 3.1.1 事業者選定のフロー

3.2 各審査の内容

3.2.1 応募表明者の審査

応募表明者の審査では、応募者から提出された応募表明書をもとに、応募資格要件について確認する。応募資格要件を満たしていない場合、当該応募者は失格とする。

(1) 資格確認申請時における提出書類の確認

当広域連合企業団は、応募者から提出された応募表明書について、募集要項にて求めた提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備がある場合は失格とする。ただし、軽微な不備は除く。

(2) 応募表明者の審査

当広域連合企業団は、応募者が募集要項で規定する本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。参加資格を確認できない場合は失格とする。

3.2.2 技術対話の実施

(1) 技術対話

本事業に対する当広域連合企業団の求める要求事項等について、応募者の理解度を測り、それを深めることで、当広域連合企業団の意図する技術提案を得ることを目的とし、応募者からの質疑等を基に、当広域連合企業団と応募者の間で技術対話を実施する。

技術対話においては、事業内容の不明点等について質疑応答を行う。

3.2.3 提案書類の審査

提案書類の審査では、提案書類及び提案価格を確認した後、基礎審査及び提案内容の審査を行う。技術提案書の確認（基礎審査）において、応募者の提案内容が要求水準を明らかに満たしていない場合、当該応募者は失格とする。

(1) 提出書類の確認

当広域連合企業団は、応募者に求めた提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備がある場合は失格とする。ただし、軽微なものについてはこの限りではない。また、内容に不明な点や疑義がある場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 提案価格の確認

当広域連合企業団は、応募者が提出する提案価格書に記載された提案価格が、提案上限額以下であることを確認する。提案上限額を超えている場合は失格とする。

(3) 技術提案書の確認（基礎審査）

当広域連合企業団は、提案価格が提案上限額以下である応募者を対象として、以下を確認する。これらの条件を満たしていない場合は失格とする。

(7) 要求水準達成の確認

提案内容が要求水準書に定められた要求水準を満たしていること。なお、確認は、「要求水準チェックリスト」により行う。

(4) 提案価格の算出根拠の確認

提案価格の算出根拠が明示され、各提案書類と整合が図れていること。

3.2.4 優先交渉権者の選定

「かずさ水道広域連合企業団上烏田浄水場配水池等整備DB事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）は、総合評価点が最も高い応募者の提案を最優先提案とし、当広域連合企業団は最優先提案を提示した者を優先交渉権者に選定する。

なお、総合評価点の最も高い提案が2以上あるときは、技術評価点が最も高かった提案を最優先提案として選定する。さらに、技術評価点も同点の場合は、選定委員会委員による投票を行い、最多得票の提案を最優先提案として選定する。

(1) プレゼンテーション

提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のため、応募者によるプレゼンテーションを実施する。

(2) 提案内容の審査

選定委員会は、提案書に記載された提案内容について審査を行う。また、提案内容の審査は応募者によるプレゼンテーション及び応募者へのヒアリングにより実施する。

(3) 総合評価点の算出

技術提案内容を得点化した「技術評価点」と提案価格を得点化した「価格評価点」を合計し、「総合評価点」を算出する。

3.2.5 事業者の選定

当広域連合企業団は、選定委員会の審査結果を基に事業者（優先交渉権者）を選定する。

交渉の結果、その他の理由等により、優先交渉権者と事業契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点交渉者（優先交渉権者の次点となる応募者）と事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。なお、次点交渉者以降の交渉順は、選定結果の上位順に行うものとする。

4. 総合評価点の内容

4.1 評価点

評価点は、技術評価点と価格評価点の配点割合を75%：25%とした次の合計点数とする。

$$\begin{array}{rcccl} \text{技術評価点数} & + & \text{価格評価点数} & = & \text{合計点数} \\ (75 \text{ 点満点}) & & (25 \text{ 点満点}) & & (100 \text{ 点満点}) \end{array}$$

4.2 技術提案内容の評価項目及び配点

技術評価点の算出について、技術提案内容の評価項目及び配点は、表 4.2.1 のとおりとし、75点満点とする。

表 4.2.1 技術提案内容の評価項目と配点

評価項目			No.	内容	配点
大項目	中項目	小項目			
1	(1) 実施計画に関する事項	ア) 基本方針及び基本計画	1	・事業内容及び要求水準をよく理解した上で、特に重視するポイントが明確に示されているか	4.0
		イ) 業務実施体制	2	・事業者の各構成員の各工種等における役割分担は明確であるか。 ・実施体制、配置人員、企業団との連絡体制は十分であるか。 ・近年の働き方改革を考慮した、作業員の安全性が確保された体制であるか。	4.0
		ウ) 配置予定技術者の実績（主任技術者又は監理技術者）	3	過去15年間の施工実績 ・主任技術者又は監理技術者として、水道用配水池築造工事に有効容量が3,400㎡以上の実績を3件以上有する場合は、配点×1とする。 ・主任技術者又は監理技術者として、水道用配水池築造工事に有効容量が3,400㎡以上の実績を2件有する場合は、配点×0.7とする。 ・主任技術者又は監理技術者として、水道用配水池築造工事に有効容量が3,400㎡以上の実績を1件及び、有効容量が1,000㎡～3,400㎡未満の実績を1件以上有する場合は、配点×0.3とする。 ・主任技術者又は監理技術者として、水道用配水池築造工事に有効容量が3,400㎡以上の実績を1件有する場合は、配点×0とする。	3.0
		エ) 配置予定技術者の実績（管理技術者）	4	過去15年間の設計実績 ・管理技術者として、水道用配水池築造設計にて有効容量が3,400㎡以上の実績を3件以上有する場合は、配点×1とする。 ・管理技術者として、水道用配水池築造設計にて有効容量が3,400㎡以上の実績を2件有する場合は、配点×0.7とする。 ・管理技術者として、水道用配水池築造設計にて有効容量が3,400㎡以上の実績を1件有する場合は、配点×0.3とする。 ・管理技術者として、水道用配水池築造設計にて有効容量が3,400㎡以上の実績がない場合は、配点×0とする。	3.0
	(2) 環境負荷低減対策	5	・設計、工事における環境配慮方針は具体的な効果が示されているか。また、同方針内における環境負荷計算は妥当であるか。 ・省電力、撤去物の有効利用に配慮されているか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	3.0	
2	(1) 調査計画	6	・既存調査結果を活用したうえで必要な各調査を検討するとともに、調査計画が適切かつ、調査内容の根拠は明確か。 ・より確実に安全な施工を目指した調査を提案しているか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	2.0	
	(2) 場内整備計画	7	・施工中においても、維持管理や水運用に配慮した施工手順、整備計画となっているか。 ・維持管理動線を確保した施設配置及び場内整備計画となっているか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	4.0	
	(3) 施設性能の向上	8	・配水池、基礎杭、池内配管、その他管・弁類、電気及び計装設備等の整備内容が適切であり、性能、能力等を向上させる提案があるか。 ・特殊構造（3号配水池）の構造について、性能、能力等を向上させる提案があるか。 ・コンクリート等各種部材のひび割れ防止性能・耐震性能・防水性能・防食性能を確保するための具体的な提案で、その品質管理の方法は適切であるか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	9.0	
	(4) 安全対策	9	・配水池内の水質を保持するための安全対策（小動物の侵入及び人的危害等への対策）について、具体的な提案があるか。 ・水質に影響の無い資材について、具体的な提案はあるか。 ・その他、配水池及びその他施設等に対し、安全性・防犯性を確保するための評価できる提案はあるか。	6.0	
	(5) 災害対策	10	・地震、風水害、落雷等、想定される災害に対する強さを確保する方策として、具体的な提案があるか。 ・ハザードマップ、過去の災害事例を踏まえた防災提案であるか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	6.0	
3	(1) 施工の安全性及び水運用の安定性確保	ア) 施工中の事故防止	11	・想定される事故に対する安全対策は、具体的で実現可能か。 ・事故を未然に防止するための安全管理体制は、具体的で実現可能か。 ・その他、評価できる提案はあるか。	5.0
		イ) 水運用の安定性	12	・施工切替時等、施工の各段階における水運用は問題ないよう計画されているか。 ・工事期間中の水運用におけるリスク要因と対策（自然災害、機器の事故、施工時の事故等）が検討されているか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	8.0
	(2) 全体工程の管理	13	・工程表において、準備期間、現場着手から供用開始までの各工種施工期間及び試運転等の必要期間が網羅されており、算定根拠が明確であるか。 ・工程管理方法は確実であるか。 ・施工品質確保に配慮した工程管理になっているか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	8.0	
	(3) 周辺環境への配慮	ア) 生活環境対策（騒音、振動、粉塵等の対策）	14	・騒音、振動、粉塵、車両通行方法等について、近隣住民及び周辺への影響を極力抑制する具体的な提案があるか。 ・現場周辺の環境影響測定等の監視方法と、地元住民への理解を得るための具体的な方法について提案はあるか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	3.0
		イ) 公共用水域等への環境対策	15	・公共用水域及び敷地内への影響を極力抑えるための濁水対策や雨水対策等について、具体的な提案があるか。 ・試験湛水及び洗浄作業等、工事による排水作業に対する具体的な計画があるか。 ・その他、評価できる提案はあるか。	3.0
4	(1) 地域経済への貢献に関する事項	16	・地元企業の活用に関する方策として、優先的に地場企業（※1）を複数社活用する具体的な効果的な計画であるか。（一次若しくは二次下請けに複数社活用する計画であり、経済効果や企業育成が有効と認められる具体的な提案であれば高得点とする。） ・地場産品の活用に関する方策として、材料調達等は地場企業（※1）より複数社から調達する具体的な効果的な計画であるか。（活用する材料等により、経済効果が有効と認められる具体的な提案であれば高得点とする。） ・その他、評価できる提案はあるか。	4.0	
合計					75.0

※1：地場企業とは、「木更津市内、君津市内、富津市内及び袖ヶ浦市内（以下「かずさ4市」という。）に本店を有する業者または、かずさ4市内の支店又は営業所等に契約の締結等に関する権限を委任している業者」のことである。

技術提案内容の評価項目の得点化方法と技術評価点

技術提案内容の審査においては、表 4.2.1「技術提案内容の評価項目と配点」に示す評価基準（審査の過程で項目をさらに分割して評価する場合もある。）ごとに審査を行い、表 4.2.2「技術提案内容の評価項目の得点化方法」に示す4段階評価による得点化方法により得点を付与する。

表 4.2.2 技術提案内容の評価項目の得点化方法

評価	判断基準	得点化方法
A	特に優れた提案である。	配点×1.0
B	優れた提案である。	配点×0.7
C	やや優れた提案である。	配点×0.3
D	要求水準を満たす程度の提案である。	配点×0.0

評価点の算出方法は以下のとおりとする。

- ① 小項目毎（小項目がないものは中項目）に委員全員の評価点数を平均し、小数点以下第2位まで求めたものを当該小項目（または、中項目）の得点とする。
- ② 全ての小項目（小項目がないものは中項目）の得点を合計したものを技術評価点とする。

<算出例>

配点	委員	評価	評価点数	得点
8	①	A	8	6.4
	②	B	5.6	
	③	C	2.4	
	④	A	8	
	⑤	A	8	

4.3 提案価格の得点化方法

価格評価の配点は、25点満点とする。また、価格下限額は提案上限額の90%とする。

提案価格については、価格下限額の提案を25点、提案上限額と同額の提案を0点として、それらの間の提案価格については直線補間により評価する。

なお、価格評価点は小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで求める。

$$\text{価格評価点} = (\text{提案上限額} - \text{当該提案価格}) \div (\text{提案上限額} - \text{価格下限額}) \times \text{配点}(25\text{点})$$

(ただし、25点を超える場合は25点)

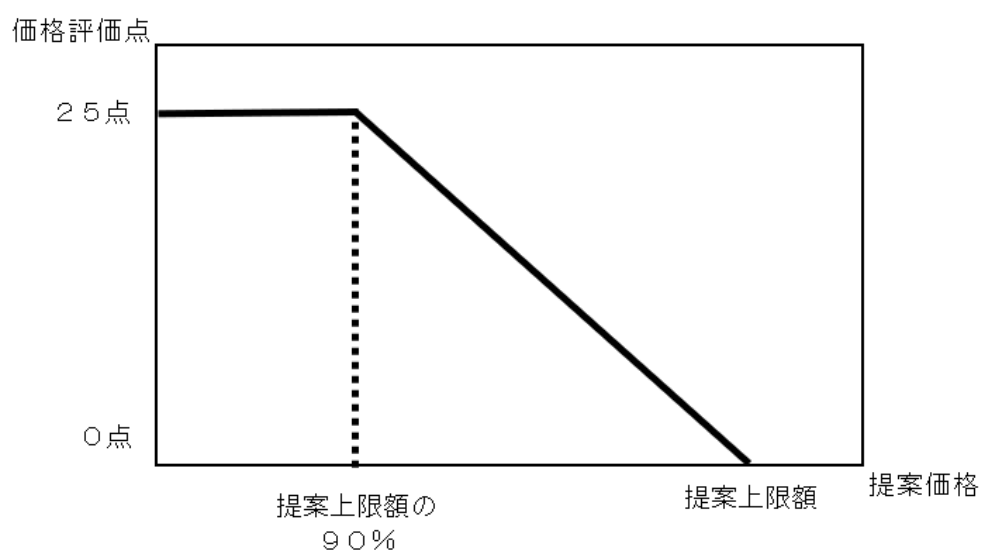


図 4.3.1 価格評価点の算出イメージ

<算出例>

提案上限額が40億円、当該提案価格が37億円の場合

$$\begin{aligned} \text{価格評価点} &= (40\text{億円} - 37\text{億円}) \div (40\text{億円} - 36\text{億円}) \times 25\text{点} \\ &= 18.75\text{点} \end{aligned}$$